

運 営 規 程

社会福祉法人 一心福祉会
認知症対応型共同生活介護・
介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム きじよか

運 営 規 程

(グループホーム きじよか)

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人一心福祉会が運営する指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホームきじよか(以下「事業所」という)運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム きじよかとする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の配置は次のとおりとする。

職 種	常勤換算	指定基準
管理者	1名	1名
計画作成担当(介護支援専門員)	1名	1名
介 護 職 員	6.5名	3名
看 護 職 員	0.1名	0名

2. 本事業所の勤務する職員の職務分掌は次の通りとする。

職 種	職 務 内 容
管 理 者	・業務管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	・適切なサービスが提供されるような介護計画を作成し、 介護支援専門員を持って充てる。
介 護 職 員	・利用者に対し、必要な介護及び支援を行う。
看 護 職 員	・利用者に対する日常的な健康管理を行い、医療 面からの適切な指導・援助を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の支援
- (2) 日常生活上の支援
- (3) 日常生活の中で機能訓練
- (4) 相談、援助
- (5) 栄養管理
- (6) 口腔衛生の管理

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2. 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

項 目	金 額	備 考
食 費	1,300円/日(月額 39,000円) 朝食 300円/1日 昼食 500円/1日 夕食 500円/1日	※低所得者等には、施設独自の減免措置にて対応

室 料	1333円/1日(月額 40,000円)	※低所得者等には、施設独自の減免措置にて対応
運 営 管 理 費	366円/1日(月額 11,000円)	※共用施設等の維持に要する管理費、事務費、水道光熱費、リネン消耗品費等
理 美 容 代	実 費	
紙おむつ代	実 費	
特別な食事の提供	実 費	
教 材 費	実 費	※レクリエーションや行事等に要した教材費
日常生活品費	実 費	※利用者の希望により提供した日常生活品(一律に提供する者を除く)
その他	実 費	日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

2. 月の途中における入所または退所については日割り計算とする。
3. 利用料の支払いは、月ごと発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退所に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たすものとする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他傷の恐れがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
2. 入所後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退所してもらう場合がある。
 3. 退所に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（衛生管理）

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な整備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

（緊急時における対応策）

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関と連携を図り、避難訓練を行う。

（協力医療機関等）

第17条 施設は、「大宜味村立診療所」を協力医療機関とし、連携及び支援の体制を整えることとする。

（身体拘束）

第18条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限するための行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（虐待防止）

第19条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施及び措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 施設は、身体拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第20条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等、資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 経験に応じた研修 随時

2. 施設は、感染症対策の為に委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施する。
3. 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するたの方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
4. 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
5. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備する。
6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、第17条(協力医療機関等)制定挿入し、令和 元 年 6 月 1 日より施行する。
以下一条ずつ繰り上がる。
- 3 この規定は、第7条(介護の内容)一部改正、第18条(身体拘束)第19条(虐待防止)第20条1項一部改正、2項、3項、4項制定挿入し令和6年4月1日より施行する。
以下各条繰り下がる。
- 4 この規定は、第9条(利用料等)食費改正し令和7年4月1日より施行する。